

# 2020年 富士通製学生パソコン動産補償制度のご案内

サービス名	富士通製学生パソコン動産補償制度	
対象製品	L I F E B O O K : F M V U H 9 0	
適用期間	4年間（商品引渡日～2024年3月31日）	
	備考	お客様への引渡日を基点とした上記期間内で、パソコン購入時の大学在学中に限ります。
1事故補償限度額	150,000円（免責5,000円／1事故毎）	

- 本補償制度は、対象製品が日本国内において生じた偶然な事故による損害に対し、適用期間内に限り無償で修理を行うものです。（ただし、補償限度額を超えた費用および後述の『補償の対象とならない場合』に該当する場合は有償修理になります）
- 本補償制度は、大阪電気通信大学生生活協同組合を通じての購入、かつ規定のルートで修理を依頼していただいた場合のみに適用されます。

## ■補償の対象について <対象となる偶然な事故とは下記のとおりです>

故障 (メーカー保証) ※1	破損	水濡れ	火災・落雷・竜巻 ・台風・洪水	地震・噴火・ 津波	盗難※2	紛失	海外 での事故
○	○	○	○	×	○	×	×

※1 通常使用時の故障の場合は、メーカー保証での修理対応となります。

※2 置き忘れを原因とする盗難は対象外です。

## ■補償内容

項目	内容	備考
補償対象	修理費用	修理に伴う交換部品代、修理技術料、消費税 ※1
補償限度額	1年目 150,000円	補償限度額は、購入金額を基に定める上記記載の金額であり、1事故毎に適用されます。 ・限度額内であれば修理回数に制限はありません。 ・補償限度額を超過した分の費用は、お客様負担となります。 ※2
	2年目 150,000円	
	3年目 150,000円	
	4年目 150,000円	
免責金額	5,000円	1事故毎に5,000円の自己負担金があります。
修理方法	持込み修理	修理の場合は購入された販売店の窓口までパソコンをお持ちください。 盗難等でパソコンがない場合は下記書類を入手のうえ、購入された販売店の窓口へご連絡ください。 ・盗難の場合、警察へ盗難の届出（受理番号の取得）が必要です。 ※3 ・火災の場合、消防署にて罹災証明書の入手が必要です。
修理範囲	性能維持部品	パソコン本体の性能を維持する部品のみとなります。 ※4

※1. 修理対象はパソコン本体及び AC アダプタであり、下記または相当品については対象外です。

- 付属品（バッテリー、取扱説明書、マウス、ソフトウェア等）
- お客様にて追加されたデータを含むソフトウェア資産。
- お客様にて追加された各種オプション機器。

※2. 有償修理になる場合や、修理金額が限度額を超えて差額費用が発生する場合は、別途お見積りをご提示します。お支払いは修理窓口への直接支払いとなります。

※3. 紛失による遺失物届は補償対象外となります。

また、置き忘れを原因とする盗難は盗難届の受理に関わらず補償対象外となります。

※4. 軽微な傷・汚れ・凹みなど、パソコン本体の機能・性能に関わらないものは補償対象外です。

## ■補償の対象にならない場合（以下の損害に対しては補償の対象になりません）

- (ア) 直接・間接を問わず、戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害
- (イ) 直接・間接を問わず、差し押さえ、没収、徴発、破損など国または公共団体の行使によって生じた損害。ただし、火災消防や避難に必要な処置によって生じた損害は、この限りではありません。
- (ウ) 直接・間接を問わず、対象パソコンの磨耗、使用による品質もしくは機能低下、虫害、ねずみ喰いまたは性質によるむれ、かび、変質、さびもしくは腐食によって生じた損害および機能に影響のない外観上のキズ、症状の出ない不良など。
- (エ) 燃料物質（使用済み燃料を含む。以下同様）もしくは核燃料物質によって汚染された物質（原子核分裂生成物を含む）の放射性、揮発性その他の有害な特性によって生じた損害またはこれら特性による事故に伴って生じた損害。
- (オ) 上記（エ）に規定した以外の放射線照射もしくは放射能汚染によって生じた損害またはこれらに伴って生じた損害。
- (カ) 補償対象者もしくは補償対象者以外の補償を受け取るべき者またはこれらの者の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害。
- (キ) 対象ノートパソコンの使用もしくは管理を委託された者または補償対象者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害。ただし、補償対象者に補償を取得させる目的でなかった場合は、この限りではありません。
- (ク) 対象ノートパソコンに加工（修理を除く）および改造を施した後に生じた損害。
- (ケ) 対象ノートパソコンに対する修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害。
- (コ) 外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的の事故によって生じた損害。ただし、これらの事故によって火災（焦損を除く）または破裂・爆発が生じた場合は、この限りではありません。
- (サ) 詐欺または横領にかかったことによって生じた損害。
- (シ) 紛失または置き忘れによって生じた損害。
- (ス) 地震、噴火もしくはこれらによる津波によって生じた損害。
- (セ) メーカー保証書記載の有償修理事項等
- (ソ) 海外で生じた損害。
- (タ) 規定の修理先以外で修理を行った場合の費用。

## ■本サービスの失効・中止について

下記の場合、本サービスの継続を中止または失効といたします

- ・パソコンが現物確認できない場合。（盗難を除く）
- ・お客様によりパソコンを改造されたものおよび改造にともなう物損の場合。
- ・ご購入者以外からのご請求の場合。（第三者へ譲渡・転売されたような場合）
- ・「修理不能」及び「全損事故」により当補償を受けた場合。（ただし、加入生協にて富士通製代替機購入をされた場合は除く）
- ・お客様が本サービスの利用中止を希望される場合。
- ・お客様が退学・除籍などの事由により同大学に属さなくなった場合。
- ・対象商品を補償対象とした各種損害保険に別途複数加入している場合で、対象商品に生じた損害に対し既に保険金支払いを適用された場合。

## ■引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

## ■修理依頼先および動産補償制度についてのお問い合わせ先

※この補償制度は、対象パソコンをお買い求めおよびお引渡しの窓口に修理依頼された場合のみ対象となります。

修理の際は大阪電気通信大学生活協同組合までご相談ください。

補償内容のお問い合わせ先は以下となります

### 【パソコン補償の内容に関するお問い合わせ】

(株)富士通トータル保険サービス 大阪支店 PC動産補償制度担当

〒540-0001 大阪府大阪市中央区城見 2-2-6 富士通関西システムラボラトリ

TEL：06-6920-5897（9時～17時/土日祝、年末年始を除く）